

	二 修士課程修了	外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	三 専門職学位課程修了	司法試験法による司法試験予備試験の合格
	四 大学6卒	防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業
	五 大学専攻科卒	(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。）専攻科（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (2) 旧図書館職員養成所（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
	六 大学4卒	(1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの学士の学位の取得 (2) 防衛大学校の卒業 (3) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 (4) 筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校（平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校又は聾学校を含む。）の専攻科卒業後の2年制の課程に限る。）の卒業 (5) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部の卒業 (6) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。）の卒業 (7) 独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (8) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (9) 旧琉球教育法による大学の4年課程の卒業 (10) 旧司法試験（平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。）の第2次試験の合格 (11) 公認会計士法による公認会計士試験の合格 (12) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格 (13) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (14) 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の

長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）の卒業
(15) 農業改良助長法施行令第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業
(16) 都道府県立農業講習施設（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業
(17) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業
(18) 旧鯉淵学園専門課程（修業年限4年のものに限る。）の卒業
(19) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種資格検定試験の合格

2 短大卒	一 短大3卒	(1) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が15年以上となるものに限る。） (2) 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (3) 昭和58年法律第83号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (8) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (9) 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (10) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (11) 歯科技工士法第14条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科技工士養成所の昼間課程（平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (13) 柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (14) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は
-------	--------	--

看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
(15) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業
(16) 旧鯉淵学園本科（修業年限3年のものに限る。）の卒業
(17) 旧海技大学校本科の卒業
(18) 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業
(19) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所の卒業
(20) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所（いずれも「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業

	二 短大 2 卒	(1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (2) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高 校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。）の卒業 (3) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が 1 4 年以上となるものに限る。） (4) 旧琉球教育法による大学の 2 年課程の修了 (5) 旧司法試験の第 1 次試験の合格 (6) 平成 1 5 年法律第 6 7 号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第 1 次試験の合格 (7) 栄養士法第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (8) 昭和 6 0 年法律第 7 3 号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格 (9) 平成 1 6 年文部科学省厚生労働省令第 5 号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (10) 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業（短大卒の欄第 1 号(11)に規定するものを除く。） (11) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。）の卒業 (12) 昭和 6 3 年法律第 7 1 号による改正前のあん摩マッサージ指圧師法（以下「改正前のあん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。）の卒業 (13) 昭和 6 3 年法律第 7 2 号による改正前の柔道整復師法（以下「改正前の柔道整復師法」という。）による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。）の卒業 (14) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第 2 1 条第 4 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (15) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合 大学校の特定専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (16) 児童福祉法第 1 8 条の 6 第 1 号に規定する
--	----------	--

	保育士を養成する学校その他の施設（平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (17) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (18) 都道府県農業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (19) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (20) 旧都道府県蚕業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (21) 旧農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (22) 旧都道府県林業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (23) 旧航空大学校本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (24) 昭和58年法律第83号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業 (25) 海上保安学校灯台科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (26) 旧航空保安職員研修所本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (27) 昭和45年法律第83号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業 (28) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）の卒業 (29) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格 (30) 気象大学校大学部（昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。）の卒業 (31) 旧図書館職員養成所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
三 短大1卒	(1) 外国における専門学校等の卒業（通算修学年数が13年以上となるものに限る。） (2) 海上保安学校の灯台科又は水路科（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業

3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業 (2) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 昭和58年文部省厚生省令第1号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業
	二 高校3卒	(1) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (2) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格を含む。） (3) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (4) 外国における高等学校等の卒業（通算修学年数が12年以上となるものに限る。） (5) 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業 (6) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業
	三 高校2卒	(1) 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (2) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第3種資格検定試験の合格
4 中学卒	中学卒	(1) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が9年以上となるものに限る。） (2) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくは聾学校の中学部の卒業 (3) 旧海員学校（「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。）の卒業

備考

この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」及び「看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校及び看護婦養成所を含む。

□ 乙表

初任給基準表	学歴免許等の資格	基準学歴区分
公安職俸給表(二)初任給基準表 海事職俸給表(一)初任給基準表	(1) 旧海技大学校本科の卒業 (2) 上記に相当すると事務総長が認める学歴免許等の資格	大学卒

備考